

平成 22 年 5 月 31 日

受益者の皆様へ

DIAMアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)
(愛称:ハッピークローバー)」信託約款変更予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)(愛称:ハッピークローバー)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、収益分配方針に関する信託約款変更を下記の通り行う予定ですのでお知らせいたします。

今般の約款変更は、分配対象額の範囲を拡大し、現行の利子等収益に加えて売買益等もこれに含めることとするものです。この変更によって弊社では、より柔軟に受益者の皆様の収益分配ニーズにお応えできるものと考えております。また、本約款変更は当ファンドの運用手法に変更を生じさせるものではなく、運用の継続性については全く影響ございません。

詳細は次ページ以降の内容をご確認ください。

なお、今般の約款変更についてご異議が無い場合には特にお手続きの必要はございません。

なにとぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 予定している信託約款の変更理由および変更内容(下線部が実質的な変更箇所です)

<変更理由>

毎決算時において、利子配当等収益に加えて売買益等を勘案して分配金を決定することとし、多様化する受益者の収益分配ニーズに対応するためです。

<変更内容>

| 変更後 | 変更前 |
|--|--|
| <p>運用の基本方針</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。</p> <p>①分配対象額の範囲</p> <p>経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>②分配対象額についての分配方針</p> <p>委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。<u>原則として利子配当等収益を中心としつつ、これに売買益(評価益を含みます。)等を加えた分配対象額の範囲内で分配を行うことを基本とします。</u></p> <p>また、毎年6月および12月の決算時には、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。</p> <p>③留保益の運用方針</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p> | <p>運用の基本方針</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>毎決算時(原則として毎月5日、休業日の場合は翌営業日)に、経費控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)から、<u>原則として利子等収益の範囲内で分配を行います。</u></p> <p>また、売買益(評価益を含みます。)については、毎年6月および12月の決算時に原則として分配を行います。</p> <p>但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。</p> |

2. 信託約款の変更手続きおよび変更日程

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| ①新聞公告(日本経済新聞朝刊) | 平成 22 年 5 月 31 日 |
| ②異議申立期間 | 平成 22 年 5 月 31 日から平成 22 年 7 月 14 日まで |
| ③買取請求期間 | 平成 22 年 7 月 15 日から平成 22 年 8 月 3 日まで |
| ④約款変更実施予定日 | 平成 22 年 8 月 5 日 |

公告日(平成 22 年 5 月 31 日)現在の当ファンドの受益者で、信託約款変更にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、自己の保有される口数についてDIAMアセットマネジメント株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立てをされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えないときは、平成 22 年 8 月 4 日に信託約款の変更の届出を行い、平成 22 年 8 月 5 日より適用いたします。

また、異議申立てをされた受益者の受益権口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款の変更を行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

○異議申立ての方法について

予定しております信託約款変更に対し、ご同意いただける場合は特にお手続きは必要ございません。

予定しております信託約款変更に対してご異議のある受益者は、以下の内容を書面等にご記入の上、平成22年7月14日までにDIAMアセットマネジメント株式会社宛にご送付ください。なお、異議申立ては平成22年7月14日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

(1)宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビルディング 5階

DIAMアセットマネジメント株式会社 商品企画部内 約款変更に関する異議申立受付窓口

(2)ご記入いただく内容

①住所 ②氏名または社名(署名、捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名 ⑤販売会社の名称、取扱部支店名、口座番号 ⑥信託約款を変更することについて反対する旨(例:「上記受益権について、約款変更に関する異議を申し立てます。」)

- ※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取扱部支店名、口座番号をご記入ください。
- ※ 取扱部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 異議申立てされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ※ ご異議のお申出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたことといたします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報(異議申立および買取請求に関する事務)を処理するために利用いたします。

○異議申立てをされた受益者の買取請求手続について

異議申立てをされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日(平成22年5月31日)現在の受益権総口数の2分の1を超えず、信託約款変更が行われることとなった場合には、異議申立てをされた受益者は、以下の手続により保有する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

- ① 買取請求受付期間 平成22年7月15日から平成22年8月3日まで
- ② DIAMアセットマネジメント株式会社より異議申立ての受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出
- ⑤ 販売会社および弊社を経由し、受託銀行(みずほ信託銀行)での買取請求必要書類の受理
- ⑥ 当該信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

- ※ ご異議を申立てられた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではございません。なお、異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、当ファンドのご解約のお申込みを受け付けます。ただし、上記の買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。
- ※ 上記の買取請求は、約款変更に対しご異議を申立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。
- ※ 買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑤)(海外休業日を除きます。)の翌営業日の解約価額とします。なお、買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出された日と受託銀行が受理する日は異なる場合があります。
- ※ 受益者ご自身での納税手続きが必要になりますので、ご注意ください。
- ※ お受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用(郵便料金、簡易書留手数料)を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、お受取金額のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する場合があります。

以上

**「DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)」の
信託約款変更(予定)に関する「よくあるご質問」**

現在、「DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)(愛称:ハッピークローバー)」(以下、「当ファンド」といいます)は、配分方針に関する信託約款変更の手続きを進めております。受益者の皆様からのよくあるご質問にお答えいたします。

Q.1 今回、約款変更を行う理由は何ですか？

A.1 当ファンドは先進国かつ資源国の国債等に投資し、債券の利子等収益に加え、債券価格や資源国通貨の上昇といった値上がり益を獲得することを目的として運用が行われます。

現在の配分方針は、原則として保有債券から得られる利子等収益の範囲内で毎月の分配金を決定することを基本としております。しかしながらお客様の中にはこの利子等収益に加えて、債券や資源国通貨の値上がり益も分配対象に加えることで、より柔軟な分配手法がとれないかといったご意見が多くなってきております。弊社では昨今のこのようなお客様のご意見にも対応できるよう、約款を変更することにした次第です。

Q.2 今回の約款変更は分配金額の決定にどのような影響を与えますか？

A.2 今回の約款変更により、毎月の分配対象額は現行の利子等収益に加えて値上がり益も含まれることとなります。従って、従来よりも広い範囲で分配金を決定することとなります。

Q.3 約款変更後、毎月の分配金額はいくらになりますか？

A.3 上記A.2記載のとおり分配対象額は従来よりも広くなります。この範囲で実際の分配金額をいくらにするかは、配分方針に則り、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定いたします。従いましてあらかじめ一定の金額をお約束することはできません。

Q.4 債券や資源国通貨が値下がりした場合、今回の約款変更の影響はありますか。

A.4 仮に値下がりが生じた場合でも、分配対象額の範囲内において利子等収益を分配できる点で、従来と変更ありません。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

DIAMアセットマネジメント株式会社

コールセンター:0120-506-860(営業日の午前9時から午後5時まで)